

健康診査(健診)を受けましょう

毎日を健康でいきいきと過ごすためには、生活習慣の改善や病気を早期発見し、重症化を防ぐことが大切です。自分の健康状態を定期的に確認し、体調の推移を知るためにも、健康診査を受診しましょう。

対象者 **加入者全員**(老人ホーム入所者等は対象外)

料 金 **無料(年1回)**

受診方法 お住まいの市町村によって異なります。詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。

脳ドック等の助成 広域連合では助成をしておりません。市町村が独自に助成をしている場合がありますので、市町村窓口へお問い合わせください。



歯周疾患検診を受けましょう

お口の中を健康に保ち、いつまでも食べる楽しみを持ち続けていただくため、お口の中の検診事業を行っています。

対象者 **令和6年度中に75歳になられた方**
(昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた方)

料 金 **無料(年1回)**
*検査の結果、治療となった場合は、自己負担が発生します

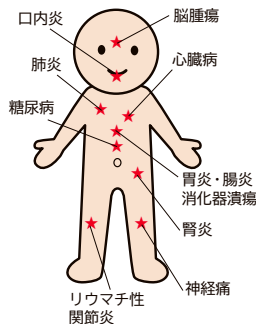
受診方法 対象者には広域連合から受診券が届きます。案内にそって受診してください。

お問い合わせ 広域連合へ

歯の疾患が全身に及ぼす影響

歯周病やむし歯になると、口の中に細菌が増えてきます。この状態を放っておくと細菌が血管に入って全身に広がり、いろいろな病気を引き起こしたり、糖尿病や心疾患などの生活習慣病を悪化させたりすることがあります。

また、痛みがあったり歯がなかったりすると、食べ物をよく噛まずに飲み込んでしまうため、胃腸に負担がかかり消化器系の病気を引き起こすこともあります。



交通事故等にあったとき

交通事故等により第三者(加害者)から傷害を受けた場合、加害者が医療費を負担するのが原則ですが、届出をすることで資格確認書等を使用して医療機関を受診することができます。詳しくはお住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

【届出が必要となる事故の例】

- 自動車、自転車等による交通事故(自損事故も含む)
- 飼い犬に咬まれたことによる怪我、けんかによる怪我
- 飲食店で発生した食中毒等

ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村窓口または山形県後期高齢者医療広域連合へお気軽にお問い合わせください。

村山地区

山形市	023-641-1212(代)	山辺町	023-667-1109
寒河江市	0237-85-0327	中山町	023-662-2252
上山市	023-672-1111(代)	河北町	0237-73-2111(代)
村山市	0237-55-2111(代)	西川町	0237-74-4406
天童市	023-654-1111(代)	朝日町	0237-67-2116
東根市	0237-42-1111(代)	大江町	0237-62-2291
尾花沢市	0237-22-1111(代)	大石田町	0237-35-2111(代)

最上地区

新庄市	0233-22-2111(代)	真室川町	0233-62-2054
金山町	0233-52-2111(代)	大蔵村	0233-75-2111(代)
最上町	0233-43-3117	鮭川村	0233-55-2111(代)
舟形町	0233-32-0717	戸沢村	0233-72-2364

置賜地区

米沢市	0238-22-5111(代)	川西町	0238-42-2114
長井市	0238-82-8007	小国町	0238-62-2260
南陽市	0238-40-1692	白鷹町	0238-85-6130
高畠町	0238-52-1327	飯豊町	0238-87-0511

庄内地区

鶴岡市	0235-35-1292	庄内町	0234-42-0153
酒田市	0234-26-5729	遊佐町	0234-72-5875
三川町	0235-35-7028		

山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地
電話 0237-84-7100
<https://www.yamagata-kouiki.jp/>



後期高齢者医療制度のお知らせ



山形県後期高齢者医療広域連合

「広域連合」は、後期高齢者医療制度を運営するために県内全市町村によりつくられた組織です。

マイナ保険証・資格確認書

マイナ保険証

※マイナンバーカードです。



マイナンバーカードの保険証利用にはこんなメリットがあります！

1. 過去に処方されたお薬や受診結果など医師や薬剤師とデータを共有し、より良い医療が受けられるようになります。また、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報は、マイナポータルにて、ご本人も閲覧可能となります。

2. 転居による資格確認書の切り替えや更新が不要となります。（※なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。）

マイナンバーカードの申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

資格確認書

※カードサイズの大きさになります。

後期高齢者医療資格確認書		有効期限	令和 8 年 7 月 31 日
被保険者番号		0 1 2 3 4 5 6 7	
住 所		寒河江市大字寒河江字久保 6 番地	
氏 名	長寿 太郎	性別	男
生 年 月 日	昭和 24 年 12 月 2 日		
資格取得年月日	令和 6 年 12 月 2 日		
交付年月日	令和 7 年 8 月 1 日		
負担割合・発効期日	1割 令和 6 年 12 月 2 日		
限度区分・発効期日	区分A 令和 6 年 12 月 2 日	①	
長期入院該当日	令和 6 年 12 月 2 日		
特定疾病区分・発効期日	区分A 令和 6 年 12 月 2 日	②	
保 険 者 番 号	3 9 0 6 * * * *		
保 険 者 名	山形県後期高齢者医療広域連合		

資格確認書の任意記載事項の詳細
(任意記載事項が無い方は空欄)

①「限度区分・発効期日」
「長期入院該当年月日」

一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額または生活療養標準負担額の適用の区分、適用区分の発効期日、長期入院該当がある場合の該当日

②「特定疾病区分・発効期日」

認定を受けた特定疾病を指す区分とその発効期日

区分A: 人工透析が必要な慢性腎不全

区分B: 先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)

区分C: 血液凝固因子製剤の投与に起因する(血液製剤による) HIV感染症

●資格確認書はこれまでの保険証と同様に使用することができます。

●75歳の誕生日前日までに資格確認書が届き、誕生日当日から使用できます。

※新しく加入した方で、サラリーマンや、その扶養家族だった方は、これまでに使用していた保険証または資格確認書を勤務先に返してください。

資格確認書は毎年更新されます。(更新日は毎年8月1日です。)

- 有効期限を過ぎた保険証、資格確認書は使用できなくなります。
- 資格確認書は、7月下旬にお住まいの市町村から送付されます。

所得が少ない方(低所得Ⅰ・Ⅱ)及び3割負担の現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方の限度額について

以下の方法で、ひとつの医療機関につき、適用区分(限度区分)に対応した1か月の自己負担額までの支払いになります。

1. マイナ保険証で受診する

マイナ保険証で受診すると、オンライン資格確認等システムにより被保険者の適用区分を確認できるため、資格確認書を提示しなくても、適用区分(限度区分)が適用されます。

2. 適用区分(限度区分)を記載した資格確認書を提示する

申請により資格確認書に適用区分(限度区分)を記載して交付します。医療機関等で適用区分(限度区分)を記載した資格確認書を提示することで、ひとつの医療機関につき、1か月の自己負担限度額までの支払いになります。

特定疾病の治療を受けるとき

厚生労働大臣が指定する特定疾病の治療を受けた場合、1か月あたりの窓口負担額が医療機関ごとに10,000円までとなります。

特定疾病に該当する場合は、事前に「特定疾病療養受療証」を市町村窓口申請し、治療を受けるときに「資格確認書」と一緒に医療機関に提示してください。

なお、申請により、資格確認書に特定疾病区分を併記して交付することが可能です。



特定疾病療養受療証

こんなときは？

住所や負担割合などが変更となったとき

資格確認書を差し替えます

亡くなったとき

ご遺族等の方は窓口まで

生活保護を受けたとき

資格確認書をお返してください

資格確認書をなくしたとき

再発行の手続きが必要です

臓器提供の意思表示

臓器移植に関する法律により、移植医療に対する理解を深めていただくことができます。すべての医療保険の資格確認書に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。

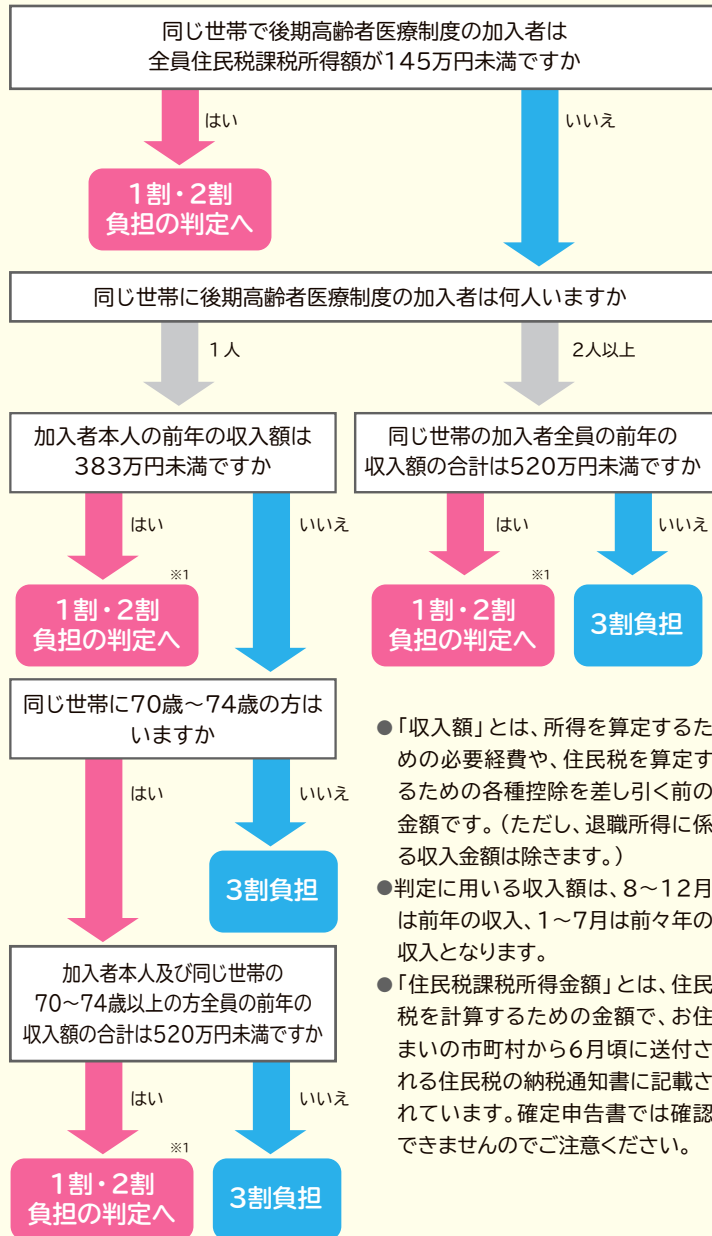
※意思表示欄の記入を義務付けるものではありません。記入は任意です。

臓器移植と臓器提供に関するご質問・お問い合わせ先

(公社)日本臓器移植ネットワーク フリーダイヤル 0120-78-1069

窓口負担割合の判定

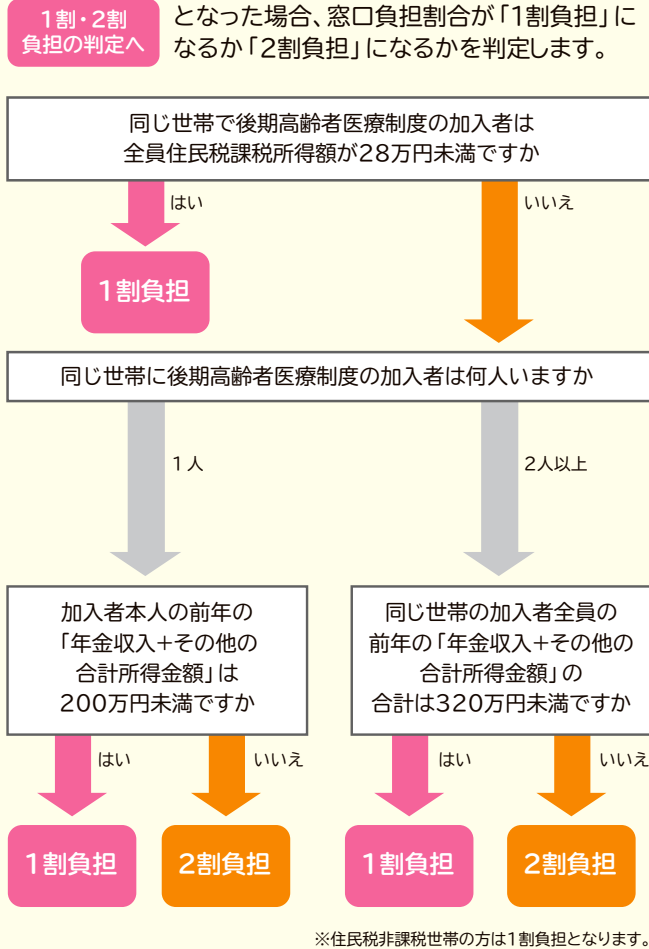
3割負担の判定



- 「収入額」とは、所得を算定するための必要経費や、住民税を算定するための各種控除を差し引く前の金額です。（ただし、退職所得に係る収入金額は除きます。）
- 判定に用いる収入額は、8～12月は前年の収入、1～7月は前々年の収入となります。
- 「住民税課税所得金額」とは、住民税を計算するための金額で、お住まいの市町村から6月頃に送付されている住民税の納税通知書に記載されています。確定申告書では確認できませんのでご注意ください。

※1 場合によっては基準収入額適用申請が必要となります。詳しくはお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

1割・2割負担の判定



「年金収入+その他の合計所得金額」の考え方

- 年金収入は、公的年金等控除を差し引く前の金額です。
- その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です。

注) 上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合、所得が0円またはマイナスになったとしても、売却額は収入額に含まれます。

注) 住民税課税所得金額が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人および同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から43万円を引いた額）の合計が210万円以下の被保険者及び同一世帯の被保険者は1割負担もしくは2割負担となります。（申請は不要です。）

処方薬について



ジェネリック医薬品を活用しましょう

今、飲んでいるお薬（先発医薬品）を、価格の安いジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えることで、お薬代の節約ができると思われる方に、「お知らせ」を8月頃に送付します。

かかりつけの医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品への切り替えを相談してみてください。（お医者さんの判断で、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。）

ジェネリック医薬品とは

処方されるお薬には先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と同じ成分を使って製造され、効き目や安全性が確認されているお薬です。また、お薬の価格が先発医薬品と比べて安いお薬です。

重複・多剤処方にご注意ください

重複・多剤処方とは、同じ時期に複数の医療機関を受診し、かつ担当医師が他の医療機関での処方内容を把握できなかった場合に、同じ薬効のお薬が重複して処方されることが、また、必要以上に多くの種類のお薬が処方されることをいいます。



リフィル処方箋について

「リフィル処方箋」をご存じですか？

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者さんで一定の要件を満たした場合に、お医者さんが定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用可能な処方箋です。

診察を1回受けて1通の処方箋を発行してもらうだけで、再診なしで繰り返し薬を受け取ることができるので、受診する回数が少なくなり、医療費や交通費、通院にかかる時間などの負担の軽減につながります。

リフィル処方箋を希望される場合は、かかりつけのお医者さんにご相談ください。



医療機関にかかるとき

「マイナ保険証」または「資格確認書」
を提示してください



医療機関での窓口負担割合は
現役並み所得世帯の方は**3割**、一定以上所得世帯の方は**2割**
それ以外の方は**1割**となります。

- 窓口負担割合は、世帯の所得と収入の水準で判定します。
- 医療機関等での窓口負担（食事代等は除く）は、医療機関ごとにそれぞれ1か月ごとの限度額までのお支払いとなります。
- 同じ月の外来と入院は別々に請求されます。

(R7.8.1.時点)

区分	対象者
3割負担	現役並み所得Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上※1
	現役並み所得Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上※1
	現役並み所得Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上※1 ※2 ※3
2割負担	一般 (一定以上所得) 現役並み所得にあてはまらず、住民税課税所得28万円以上※1 ※4
1割負担	一般 現役並み所得にも、一般(一定以外所得)にも低所得Ⅰ・Ⅱにもあてはまらない方
	低所得Ⅱ 住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方など
	低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で、 ①世帯全員の所得がなく、年金収入が80.67万円以下の世帯員のみの方 ②老齢福祉年金受給者など

注意

- ※1 前年の12月31日(1月から7月までの場合は前々年)現在で、同一世帯に19歳未満の控除(扶養)対象者がいる世帯については、負担割合判定の際の住民税課税所得金額から、さらに調整額が控除されます。
- ※2 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等(所得から43万円を引いた額)の合計が210万円以下の被保険者及び同一世帯の被保険者は1割負担または2割負担となります。
- ※3 以下の方は3割負担から2割負担または1割負担となります。
○加入者本人の収入が383万円未満の方。(同一世帯にほかに75歳以上の方がいない場合)
○加入者本人と70歳以上の方全員の収入合計額が520万円未満の方。
※場合によっては基準収入額適用申請が必要となります。
- ※4 以下の方は2割負担から1割負担となります。
○加入者本人の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円未満の方。(同一世帯に75歳以上の方がいない場合)
○加入者本人と同じ世帯の加入者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円未満の方。

自己負担限度額(月額)

医療機関や調剤薬局での窓口負担については、世帯の負担を軽減するために、1か月の自己負担限度額を設けています。



所得区分	1か月の自己負担限度額 ^{※1}	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得Ⅲ	252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1％（140,100円 ^{※2} ）	
現役並み所得Ⅱ	167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1％（93,000円 ^{※2} ）	
現役並み所得Ⅰ	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1％（44,400円 ^{※2} ）	
一 般 （一定以上所得）	18,000円（年間上限144,000円 ^{※3} ） （配慮措置有）	57,600円（44,400円 ^{※2} ）
一 般	18,000円（年間上限144,000円 ^{※3} ）	
低 所 得 Ⅱ	8,000円	24,600円
低 所 得 Ⅰ		15,000円

- ※1 月の途中で75歳に到達した方の誕生月分の限度額は、2分の1の額(障がい認定で加入している方を除く)となります。
- ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、()内の金額となります。
- ※3 一般区分の外来(個人)について1年間(8月から翌年7月)の自己負担額の合計額に144,000円の上限が設けられます。

入院した場合の食事代

医療機関に入院した場合、医療費とは別に食事代を支払う必要があります。この食事代は、下記のとおり、負担区分により異なる金額となります。

負担割合	区分	食事代(1食につき)
3割負担	現役並み所得	510円※1
2割負担	一般(一定以上所得)	
1割負担	一般	
	低所得Ⅱ	過去1年以内の入院日数が90日以下の場合 240円
		過去1年以内の入院日数が90日超えの場合 190円※2
	低所得Ⅰ	110円

- ※1 指定特定医療を受ける指定難病の方は300円になります。
- ※2 適用を受けるためには市町村窓口での申請が必要となり、申請月の翌月初日からの適用になります。申請には、入院日数が90日を超えていることが確認できるもの(領収書等)が必要です。当広域連合および当広域連合へ異動する前の保険者または広域連合において市町村民税非課税世帯に属する被保険者である期間中の入院日数が90日を超える場合、申請により「長期入院該当」が適用されます。

高額療養費制度

1か月間に支払った医療費の一部負担金を合算し、その額が1か月ごとの限度額を超えた場合、申請により超えた金額を「高額療養費」として支給します。

申請が必要な方には広域連合から「高額療養費の支給申請のお知らせ」が届きますので、お住まいの市町村窓口で申請し、振込口座の登録をお願いします。(1度登録すると2回目以降の高額療養費は、登録した口座に自動的に振り込まれます。)

窓口負担割合が2割となる方には
負担を抑える制度(配慮措置)があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、2割負担となる方の1か月の外来医療費の窓口負担増を、1割負担の額+3,000円以内に抑える配慮措置が適用されます。(入院の医療費は対象外)
同一の医療機関での受診の場合は、窓口での負担が上限額までとなります。複数の医療機関等を受診した場合は、後日上限額を超えた部分を高額療養費として口座振込により払い戻します。

高額介護合算療養費制度

同一世帯に属する加入者が8月1日から翌年7月31日まで
に支払った医療費の一部負担金と介護保険の一部負担金を合算し、その額が限度額を超えた場合、申請により超えた額を「高額介護合算療養費」として支給します。(限度額を超えた金額が500円以下の場合は、支給対象となりません。)

申請が必要な方には広域連合から「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」が届きますので、お住まいの市町村窓口で申請してください。(申請は毎年必要です。)

あとから払い戻しを受けられるとき

次のような場合は、いったん全額を自己負担しますが、あとから市町村に申請すると、自己負担割合を除いた額の払い戻しを受けることができます。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

【払い戻しを受けられる例】

- 医師が疾病などの治療を行う上で必要と認めたコルセット等の治療用装具を作ったとき
- 旅行中の急病などで資格確認書等を提示せずに治療を受けたとき
- 海外で治療を受けたとき